

2026年度 東京都葛飾区岩井臨海学校 指導員募集概

- 主催 東京都葛飾区教育委員会
- 運営 葛飾区立岩井臨海学校運営委員会
- 安全管理 公益財団法人 日本ライフセービング協会
- 実施場所 岩井海岸（千葉県南房総市久枝）



- 日程 2026年7月21日（火）～8月2日（日）（13日間）

☆様式2「葛飾区参加ラウンド確認申込書」をご覧ください。

※学校は1泊2日の日程（1ラウンド4校）で入れ替わります。

ラウンド	1日目	2日目	備考
午前	前ラウンドの指導	8時30分 海岸集合 11時00分 プログラム終了	1 ラウンド目(7/21)は、午前中に集合して資器材等の準備。最終ラウンド(8/2)は午前中終了後、片付けを実施。
午後	13時20分 海岸集合 16時00分 プログラム終了	次ラウンドの指導	
夜間	19時30分 必要に応じてミーティング開始	19時30分 必要に応じてミーティング開始	

※感染防止対策のためプログラム時間に変更が生じる可能性があります。

- 対象 葛飾区立小学校第5学年児童 48校（12ラウンド）約3,800人
- 内容
 - ・主に遊泳中の葛飾区立小学校第5学年児童の安全管理に従事する。（1ラウンド4校に対し、ライフセーバー3名を配置。実施校の教員と連携を図る。）
 - ・全学校に対して、初日、入水する前に安全指導（5分程度）を行う。

※ウォーターセーフティ等の安全教育プログラムの指導が主たる内容ではありません。
各校ごとに遊泳している全体の場の安全管理を中心に業務に従事していただきます。
- 参加条件
 - ①ベーシック・サーフ・ライフセーバー以上の資格を保持している方（ただし未成年除く）
 - ※上記の資格に加えリーダー資格を取得していることが望ましい。
 - これらの講習会についての詳細は、JLAのホームページでご確認ください。
 - ②①に該当する資格の2026年度分資格登録費を支払い済みであること
- 待遇
 - 謝礼（資格別役職別支給、別紙1参照）、交通費実費（1ラウンド以上の参加者のみ）、宿泊、食事付き、保険加入
 - ※自宅最寄り駅から岩井駅までの距離が、200kmを超える方は、連続して2ラウンド以上の参加協力をお願いします。

■申込方法

以下、①②③の手順に沿って申し込んでください。



①下記 URL にアクセスして、基礎情報をご入力ください。

<https://forms.gle/nSEWiWy57qijLGZQ7> (様式 1)

もしくは右記 QR コードを読み込んで下さい。

②エクセルファイル『2026 年度 葛飾区参加ラウンド確認申込書 (様式-2)』に
参加日程および必要事項をご入力ください。

③②のエクセルファイルは下記メールアドレスへ送信してください。

送信の際は、次に示す留意点をご確認の上、作業を進めてください。

●ファイル名：先頭に氏名をカタカナで表記してください。

例) サトウヨウジロウ 2026 葛飾区申込.xlsx

●メール件名：同じく先頭に氏名をカタカナで表記してください。

例) サトウヨウジロウ 2026 葛飾区申込

●送信先：education@jla.gr.jp

■締め切り：2026 年 7 月 5 日 (日) 必着

※①②いずれも共通の締め切り日です。

★申し込みの際には以下 2 点をご準備の上、手続きを進めてください。

● メンバーID (LIFESAVERS 登録時に発行される 5 から始まる 9 桁の数字)

● 顔写真のデータファイル (1MB 程度のファイル)

※なお、指導員の参加状況、その他の事由によりお断りをする場合があります。

■その他

指導を実際に行っていただく方には、後日 2 次要項をお送りいたします。

上記内容は変更になる場合があります。予めご了承ください。

◆申込先・お問合せ◆

〒105-0022 東京都港区海岸 2-1-16

鈴与浜松町ビル 7 階

公益財団法人 日本ライフセービング協会

E-mail : education@jla.gr.jp

東京都葛飾区岩井臨海学校 謝金額一覧

【基本額】

所有資格に対する基本額は下記の通りです。なお、これらのいずれかに該当する資格をお持ちでない方は指導に参加することができませんのでご注意ください。

資格名	謝金額／日
ベーシックサーフライフセーバー	9,000 円
アドバンスサーフライフセーバー	9,500 円
ウォーターセーフティアシスタントインストラクター or サーフライフセービングアシスタントインストラクター	10,000 円
ウォーターセーフティインストラクター or サーフライフセービングインストラクター	10,500 円

※指導員資格が BLS 指導員のみの方は、ベーシックサーフライフセーバーもしくはアドバンスサーフライフセーバーの資格に準ずる

【ジュニア指導者資格保持者に対する専門資格手当】

ジュニア指導について専門的に学び、ジュニア指導者資格を取得された皆様に対し、資格手当として下記の通りの金額を、基本額に加算して支給いたします。

(ジュニア指導者資格とは下記 3 資格を指します)

ジュニア指導者資格	専門資格手当／日 (加算額)
リーダー	1,000 円
ジュニアライフセービングアシスタントインストラクター	1,500 円
ジュニアライフセービングインストラクター	2,000 円

【役職手当】

ラウンドごとに、JLA から指名された指導責任者（チーフ）に対して、チーフ手当として下記の通りの金額を、基本額に加算して支給いたします。

役職	チーフ手当／日 (加算額)
指導責任者（チーフ）	3,000 円

■謝金に対する源泉徴収税について

以下の通りの計算でお預かりをいたします。

$$\text{源泉徴収税額} = \text{報酬金額 (税込)} \times 10.21\%$$

■参考 (所有資格と支払い金額)

例 1) ベーシックサーフライフセーバー資格のみ 9,000 円/日

例 2) ベーシックサーフライフセーバー資格+リーダー資格 10,000 円/日

例 3) ウォーターセーフティインストラクター+ジュニアライフセービングインストラクター資格 12,500 円/日

例 4) サーフライフセービングインストラクター+ジュニアライフセービングインストラクター+チーフ 15,500 円/日

東京都葛飾区岩井臨海学校 交通費の算出方法について

【交通機関】

JLA 旅費規程に準じて、基本、公共交通機関をご利用ください。やむを得ず自家用車を利用する場合は、申込時のフォーム入力にてその旨申告してください。

【起点】

JLA 旅費規程に準じて、基本、起点は自宅となります。

「自宅 ～ 岩井 ～ 自宅」

ただし、状況により自宅以外からの往路、自宅以外への帰路の場合は、その地点が起点となります。例を参照ください。

【自家用車利用の場合】

JLA 旅費規程に準じて、燃料代、有料道路代、駐車場代の実費を支給します。

起点間の経路以外の立ち寄りをご遠慮ください。

複数日かけての往路または帰路がある場合の宿泊費、駐車場代は支給しません。

複数日かけての往路または帰路がある場合で、休息以外の私用（遊戯等）での日をまたぐような立ち寄り箇所がある場合は、起点を自宅ではなく、当該立ち寄り地点を起点とします。

例を参照ください。

【例】

- ・ 所属クラブの監視救助パトロール現場からの往路または帰路の場合

起点：所属クラブの監視救助パトロール現場

「所属クラブの監視救助パトロール現場 ～ 岩井 ～ 所属クラブの監視救助パトロール現場」

「自宅 ～ 岩井 ～ 所属クラブの監視救助パトロール現場」

「所属クラブの監視救助パトロール現場 ～ 岩井 ～ 自宅」

- ・ 複数ラウンド参加者でオフ日（外出）のある場合

基本、オフ日（外出）の交通費は支給しない。ただし、自宅に帰宅する場合は除く。

- ・ 複数ラウンド参加者で数日間不参加日のある場合（1, 2ラウンド参加、3ラウンドなし、4, ラウンド参加）

原則、自宅への帰路、自宅から岩井への復路については支給対象とする。

基本、自宅以外の起点への帰路、当該箇所から岩井への復路については、支給しない。

ただし、監視救助等他の JLA 事業への参加のためである場合は除く。

- ・ 複数日かけての往路または帰路がある場合

「自宅 ～ 休息のための立ち寄り（泊） ～ 岩井」：全区間支給対象

「自宅 ～ 私用（遊戯等）の立ち寄り（泊） ～ 岩井」：私用立ち寄り箇所を起点として支給

「岩井 ～ 休息のための立ち寄り（泊） ～ 自宅」：全区間支給対象

「岩井 ～ 私用（遊戯等）の立ち寄り（泊） ～ 自宅」：私用立ち寄り箇所を起点として支給

※JLA 旅費規程

https://jla-lifesaving.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/04/rules_travel-expenses_20250419.pdf